

食品衛生法に基づく食品添加物の表示

資料3 - 3

添加物の指定

添加物：食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいう。(法第4条第2項)

厚生労働大臣の指定対象

化学的合成品・天然物が対象

指定添加物
403品目指定

既存添加物
(平成7年法改正時に流通していた天然物)
418品目

指定対象外

- ・天然香料(約600品目例示)
- ・一般飲食物添加物(約100品目例示)

表示が必要な品目(一部省略)

- 一 マーガリン
- 二 酒精飲料
- 三 清涼飲料水
- 四 食肉製品
- 五 魚肉ハム等
- 六 シアン豆
- 七 冷凍食品
- 八 放射線照射食品
- 九 レトルト食品
- 十 鶏の卵
- 十一 容器包装に入れられた食品であって次に掲げるもの
 - イ 食肉、生かき、生めん類、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類(生かきを除く。)であつて生食用のもの、ゆでがに
 - ロ 加工食品であつて、イに掲げるもの以外のもの
- ハ かんきつ類、バナナ
- 十二 遺伝子組換え食品
- 十三 保健機能食品
- 十四 添加物

添加物は防かび剤以外、表示省略可。ばら売り等で包装されていない場合、法の表示義務はないが、防かび剤を使用した場合、通知に基づき、表示が指導される。

添加物の表示方法

添加物表示の原則：使用した全ての食品添加物を、物質名で食品に表示する。

〈添加物指定されている防かび剤〉
イマザリル、オルトフェニルフェノール、オルトフェニルフェニールナトリウム、ジフェニル、チアベンダゾール

<例外>

用途名も併記	甘味料、着色料、保存料、増粘剤、酸化防止剤、発色剤、漂白剤、 防かび剤
一括名で表示可	イーストフード、ガムベース、かんすい、酵素、光沢剤、香料、酸味料、調味料、豆腐用凝固剤、苦味料、乳化剤、pH調整剤、膨張剤、軟化剤
表示省略可	加工助剤、キャリアオーバー、栄養強化剤

フルジオキシソニルの添加物指定に係るこれまでの経緯と今後の予定

食品安全委員会

厚生労働省

薬事・食品衛生審議会

これまでの経緯

【平成20年11月】厚生労働省より食品安全委員会へ、フルジオキシソニルを添加物指定することについて、リスク評価を依頼

【平成20年12月～平成21年3月】
食品安全委員会添加物専門調査会で審議

【平成21年4月～5月】食品安全委員会においてパブリック・コメント実施

【平成21年6月】厚生労働省より薬事・食品衛生審議会へ、フルジオキシソニルの添加物指定及びこれに伴う表示基準の改正について諮問

【平成21年6月】 薬事・食品衛生審議会添加物部会で審議

【平成21年7月】食品の表示に関する共同会議(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会表示部会食品表示調査会)で審議

【平成21年7月】食品安全委員会より厚生労働省へ、具体的に旧許容摂取量(ADI)を0.33mg/Kg体重/日とするリスク評価結果を通知

今後の予定

【平成22年9月】
厚生労働省においてWTO通報、パブリックコメントを実施中

WTO通報、パブリックコメントの結果を踏まえ、薬事・食品衛生審議会で審議

厚生労働省が添加物として指定

厚生労働省へ添加物の指定に関して答申

フルジオキシソニルの農薬としての使用に係る残留基準の設定手続については、表示基準との関係が無いため、省略した。